

## 令和6年度沖縄県職員再採用選考募集要項

沖縄県では、過去に沖縄県職員として一定の勤務経験を有し、育児や介護等の事情により退職した方を対象として、次のとおり職員を募集します。

### 1 採用職種、採用予定数及び職務内容

採用職種、職層	採用予定数	職務内容	採用時勤務予定場所
電気（技師、主任、主任技師）	若干名	上下水道電気設備の維持管理、施設建設にあたっての電気設備の設計・施工管理、県庁舎等の県有施設における維持管理等の業務に従事します。	本庁土木建築部、下水道事務所、浄化センター等
機械（技師、主任、主任技師）	若干名		
土木（技師、主任、主任技師）	若干名	道路、河川、港湾、海岸、空港、上下水道等の様々な社会基盤整備に関する企画・設計・施工監理等の業務に従事します。	本庁土木建築部、土木事務所等
建築（技師、主任、主任技師）	若干名	建築物の確認・許可、県営住宅の計画・建設・管理、住宅行政に関する企画立案、県有建築物の企画・設計、工事監理、維持管理、建築指導等の業務に従事します。	本庁土木建築部、土木事務所等
農業土木（技師、主任、主任技師）	若干名	ほ場やかんがい施設、農業道路整備に関する企画・設計・施工監理等、主に農業に関するインフラ整備に従事します。	本庁農林水産部、農林水産振興センター、農林土木事務所等
林業（技師、主任、主任技師）	若干名	森林整備、林業の経営指導、森林に関する研究、緑化の企画等の業務に従事します。	本庁農林水産部、林業事務所、森林資源研究センター等

### 2 受験資格

過去に沖縄県を退職した者で次の全てを満たす者

- (1) 沖縄県職員（※1）として受験する採用職種と同一の職種での勤務経験（※2）が3年以上あること
- (2) 昭和38年4月2日以降に生まれた者
- (3) 採用予定日が、沖縄県職員を退職した日の翌日から起算して10年以内である者
- (4) 沖縄県職員の退職手当に関する条例（昭和47年沖縄県条例第40号）第10条第1項第1号の規定による応募認定退職制度を活用して退職した者でないこと

- (5) 地方公務員法第 16 条に定める欠格条項に該当しない者
- ア 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - イ 沖縄県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
  - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (6) 過去に再採用選考試験にて採用された者でないこと
- (7) 申込日現在、沖縄県職員（※ 1）でない者。ただし、(1)から(6)までを満たす者で、現在、任期付職員、会計年度任用職員、臨時的任用職員として勤務している者のうち、採用予定日以前までに任期が満了する者を除く。

日本国籍を有していなくても受験は可能です。ただし、次の点にご注意ください。

- ・ 公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職に就くことはできないとする公務員に関する基本原則に基づき任用されます。
- ・ 就職が制限される在留資格により、日本国内に在住する者は、採用されません。

※ 1 知事部局職員に限ります。また、次の職員を除きます。

- ・ 地方公務員法第 3 条第 3 項の規定による特別職の職員
- ・ 地方公務員法第 22 条の規定による条件付採用職員
- ・ 地方公務員法第 22 条の 2 の規定による会計年度任用職員
- ・ 地方公務員法第 22 条の 3 第 1 項の規定による臨時的任用職員
- ・ 地方公務員の育児休業等に関する法律第 6 条第 1 項の規定による任期付職員及び臨時的任用職員
- ・ 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第 3 条各項及び第 4 条各項の規定による任期付職員
- ・ 地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用に関する法律第 3 条の規定による任期付研究員

※ 2 勤務経験は、知事部局職員としての勤務経験に限ります。また、休職、停職、育児休業、自己啓発休業、配偶者同行休業等の期間を除きます。

### 3 選考方法

#### (1) 選考方法

##### ア 面接

受験者の職務に対する考え方、意欲、職務遂行能力等について面接を行います。

##### イ 在職時の勤務成績

在職期間におえる人事評価結果等を踏まえ、職務遂行能力を判定します。

#### (2) 選考実施時期

令和 7 年 2 月中旬

※応募受付後、日程を連絡します。欠員状況等により選考を実施しない場合があります。

(3) 採用時期

原則として令和7年4月1日に採用します。ただし、欠員等の状況により変更となる場合があります。

(4) 任用する職

かつて沖縄県で任用されていた職種及び職層以下で任用されます。

#### 4 募集要項の入手方法

募集要項の入手については、沖縄県総務部人事課ホームページ (<http://www.pref.okinawa.jp/site/somu/jinji/index.html>) からダウンロードできるほか、次の表に掲げる場所で配布します。

配布場所	所在知地	電話番号
沖縄県総務部人事課	那覇市泉崎1丁目2番2号県庁行政棟5階	098-866-2090
沖縄県名護県税事務所	名護市大南一丁目13番11号北部合同庁舎1階	0980-52-2170
沖縄県コザ県税事務所	沖縄市美原一丁目6番34号中部合同庁舎1階	098-894-6500
沖縄県宮古事務所総務課	宮古島市平良字西里1125番地宮古合同庁舎2階	0980-72-2551
沖縄県八重山事務所総務課	石垣市字真栄里438番地1八重山合同庁舎2階	0980-82-3040
沖縄県東京事務所	東京都千代田区平河町二丁目6番3号都道府県会館10階	03-5212-9087
沖縄県大阪事務所	大阪市北区梅田一丁目1番3号大阪駅前第3ビル21階	06-6344-6828
沖縄県名古屋情報センター	名古屋市中区栄四丁目16番36号久屋中日ビル5階	052-263-3618

#### 5 申込方法

(1) インターネットによる申込み（以下「電子申請」という。）のみとします。

沖縄県ホームページから電子申請による申込みを行ってください。

ア 申込手順

沖縄県ホームページ (<http://www.pref.okinawa.jp/index.html>) のトップページ中段の「情報をさがす」の中の「職員採用・人材募集」の「沖縄県選考採用試験」から、「令和6年度沖縄県職員（再採用）の募集について」を選択し、「電子申請」を選択してください。

（備考）電子申請の方法については、別途「電子申請・届出サービス」の利用方法を参照してください。

イ 注意事項

- (ア) 使用するパソコンの機種や環境によって、一部対応できない場合がありますので、御注意ください。
- (イ) 回線状況によっては、予期せぬ機器停止や通信障害が発生する場合がありますので、時間に余裕をもって申込みを行ってください。
- (ウ) 受付期間終了後、受験申込手続で申請したアドレスに受験票の受取について連絡いたします。受験票は、各自で印刷し、試験日に持参してください。受験票は、郵送しません。

(2) 申請時には職務経歴書（様式1）も併せて提出すること

- (3) 受付期間 令和7年1月15日（水曜日）正午から令和7年2月7日（金曜日）午後5時まで ※上記期間中に申込データの受信を完了したものに限り受け付けます。

6 合格発表 応募受付後に連絡する日程により県庁正門に掲示するほか、合格者に通知します。

## 7 合格発表後の取扱い

- (1) 最終合格者は、令和6年度沖縄県職員選考採用候補者名簿に登載され、採用される日は、原則として令和7年4月1日ですが、場合によっては同日前となる場合があります。
- (2) 採用されることを辞退する者又は新たな欠員が生じた場合は、採用試験の成績の上位の者から順次繰り上げて合格者とし、本人あて通知します。なお、同名簿の有効期限は、最終合格発表の日から、1年間とします。
- (3) 合格発表後に受験資格がないことが判明した場合や、記載事項が正しくないことが判明した場合は、合格を取り消します。

## 8 給 与

- (1) 給与は、沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）の規定に基づき支給されます。給料月額は、経歴等を勘案の上、決定します。  
※年度末年齢が61歳以上で採用された場合は、決定した号給の7割水準になります。
- (2) 沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）の規定に基づき、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当及び勤勉手当（令和6年度の支給月数は4.60月分。ただし、沖縄県人事委員会の勧告等により改定する場合があります。）等が支給条件に応じて支給されます。
- (3) 沖縄県職員の旅費に関する条例（昭和47年沖縄県条例第49号）の規定に基づき、赴任旅費が支給されます。

## 8 その他

- (1) 提出された履歴書等は、合否の別にかかわらず、返却しません。
- (2) 試験会場には、駐車場を確保していないので、自動車、二輪車等の利用は、御遠慮ください。
- (3) 試験会場内は、禁煙です。各会場所定の喫煙所を利用してください。

10 問合せ先 沖縄県総務部人事課人事調整班（電話番号 098-866-2090）